

栃木市学校給食調理業務委託契約書（案）

1、業務委託の名称

2、委託箇所

3、履行期間
契約締結の日から令和 年 月 日まで
○準備期間：契約締結の日から令和9年3月31日
○運営期間：令和9年4月1日から令和12年3月31日

4、業務委託料
金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

5、契約保証金

上記の業務委託について発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書3通を作成し、発注者、受注者、履行保証人記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者
栃木県栃木市万町9番25号
栃木市
市長 琴 寄 昌 男 印

受注者
印

履行保証人
印

(契約の目的)
第1条 本契約は、 における学校給食調理業務を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

(委託業務の内容)
第2条 発注者は、 (以下「対象調理場」という。)における調理に関し、次に掲げる業務を受注者に委託する。
(1) 調理
(2) 配缶及び運搬
(3) 食器等の洗浄、消毒及び保管
(4) 施設、設備の清掃及び日常点検
(5) 残滓及び厨芥の処理
(6) 前各号に付帯するその他必要な業務

(受託業務の実施方法)
第3条 受注者は対象調理場において、発注者の提供する給食施設、設備器具、電気、ガス、上下水道及び食材を使用し、発注者の指示する委託仕様書に従い、受託業務を行うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)
第4条 この契約により生じる権利又は業務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委任等の禁止)
第5条 受注者は、受託業務の全部を一括し、又は発注者が委託仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が委託仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
3 受注者は、受託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が委託仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(委託料)
第6条 発注者は、第2条に規定する業務の委託料として、金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)を受注者に支払うものとする。

年度別支払内訳			
年 度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
業務委託料	円	円	円
うち消費税及び地方消費税の額	円	円	円

(関係法規の遵守)
第7条 受注者は、受託業務の実施にあたっては、学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する関係法規、通達等を遵守しなければならない。

(契約保証金)
第8条 受注者は、発注者から契約保証金の納付を免除された場合を除き、この契約の締結と同時に、頭書の契約保証金につき、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
(1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限る。）
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（履行保証人）

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、履行保証人に対し、委託業務を履行すべきことを請求することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により、期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、そのことにより契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 履行保証人は、前項の請求があったときは、第4条の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を継承する。

（受託業務の調査等）

第10条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し委託業務の処理状況について立入調査、又報告を求めることができる。

（業務履行の確保）

第11条 受注者は不測の事態が発生し、受託業務の履行が不可能となるおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者に報告をし、発注者の指示を受けたうえ、正常な業務の履行を確保するよう努めなければならない。

（業務責任者等の設置）

第12条 受注者は、受託業務を実施する対象調理場に委託仕様書で定める業務責任者（主任）及び業務副責任者（副主任）を置かなければならない。

（受託者の負担する経費）

第13条 次に掲げる経費は、受注者の負担とする。

- (1) 業務従事者の健康管理に要する経費
- (2) 業務従事者の業務に必要な被服に要する経費
- (3) 業務従事者の被服の洗濯に必要な機器に要する経費。またはクリーニングに要する経費。
- (4) 洗剤類及び薬品類の経費（食器等の洗剤を除く。）
- (5) 清掃及び日常点検に必要な用具類、消耗品類の経費
- (6) 業務の遂行に必要な施設設備で受注者が発注者の許可を受けて設置するもの及び当該設備に要する経費並びに原状回復に要する経費
- (7) その他、委託仕様書等に明示されていない事項であっても受託者の負担とすることが適当と認められる経費

（衛生管理）

第14条 受注者は、業務従事者の健康管理及び衛生管理には万全を期さなければならない。

2 受注者は、業務従事者のうち食品衛生に関する教育を受けた正社員1名を、対象調理場に置かななければならない。

3 前項について、食数300食未満の調理場においては、業務責任者（主任）が兼ねることができる。

（一般注意義務）

第15条 受注者は、受託業務の履行に当たり、対象調理場の施設、設備、器具及び食品を事前に点検し、業務に支障を来すと判断される瑕疵を発見した場合は、直ちに調理場長又は学校長に報告し、その指示に従うものとする。

2 受注者は、対象調理場の施設、設備、器具及び食材の使用については、善良な管理者の注意義務を負うものとする。

3 受注者は、受託業務の実施に関して、業務従事者に事故が発生した場合は、受注者の責任において処理するものとする。

（検査）

第16条 受注者は、受託業務の履行結果について、委託仕様書及び指示書に基づく調理場長又は学校長の検査を業務責任者（主任）の立会いのもとに受けるものとする。

2 受注者は、前項の検査の結果、不合格と認められた場合は、調理場長又は学校長の指示に従い、受注者の責任において手直しするものとする。

（日常点検表及び完了報告）

第17条 受注者は、一日の業務の終了に際し、日常点検表を調理場長又は学校長に提出し、その確認を受けなければならない。

2 受注者は、発注者に対し毎月5日までに前月分の受託業務について受託業務完了届を提出し、発注者の承諾を得なければならない。

（不履行に係わる契約金の返還）

第18条 受注者は、発注者の指定する日時に受託業務を履行しないとき、又は第16条第2項の手直しを履行しないときは、対象調理場に係わる業務委託料のうち履行されなかった日数に応じた額（対象調理場の年間給食実施予定数を分母として日割り計算した額）を返還しなければならない。

（損害賠償責任）

第19条 受託業務の処理に関し受注者の責に帰すべき理由により発生した損害（第三者に及ぼした災害を含む）のために生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

（業務委託料の支払）

第20条 受注者は、第17条第2項の承諾を得たのち、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（契約の解除）

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者が、故意又は重大な過失により、発注者に対して著しい損害を与えるなど受託者として不適当な行為があったとき。
- (3) 受注者が、この契約を履行することができないと発注者が認めたとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条及び次条におい

て同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合はその者をいい、受注者が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときであって、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に支払うものとする。

3 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保に提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(相殺)

第22条 発注者は、受注者から取得することができる金銭があるときは、受注者に対して支払うべき金額と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(協議)

第24条 本契約の各条項に疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

(遵守規定)

第25条 受注者は、この契約条項のほか、栃木市財務規則(平成22年規則第55号)を遵守するものとする。